

墨田区 自転車活用推進計画 〔概要版〕

安全・安心・スマートに
自転車で人・まち・文化をつなぎ
「すみだの夢」を実現

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度



令和5(2023)年3月 墨田区

■ 計画の背景と目的

自転車は、通勤・通学や買い物などの日常生活に密接に関係する乗り物として広く利用されており、近年は環境負荷がかからない乗り物として、健康志向の高まりも相まって利用が拡大しています。

本区においては、標高の高低差がほとんど無く、自転車通行に適した地形であることから、区民生活に不可欠な乗り物として利用されています。

本区では、これまで「墨田区自転車利用総合方針」（平成 25（2013）年 6 月策定）に基づき、安全で快適な自転車利用の実現を目指して自転車施策を推進してきました。

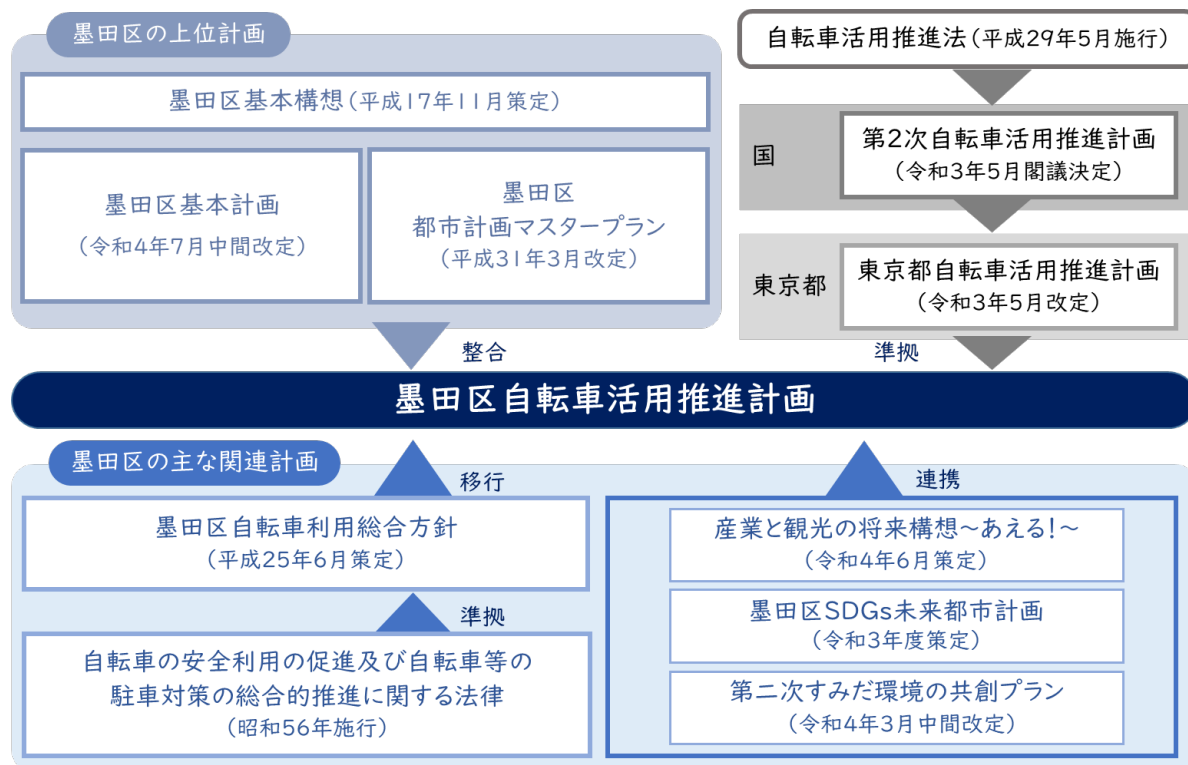
一方、国においては、健康増進や観光振興、環境保全などの多様な自転車活用の基本となる「第 2 次自転車活用推進計画」が令和 3（2021）年に策定され、東京都でも「東京都自転車活用推進計画」が同年に改定され、自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

こうした背景から本区では、地域の実情に応じた自転車の利活用を推進するとともに、区民の自転車利用に対する理解を深めるため、「墨田区自転車活用推進計画」を策定し、安全・安心・スマートに、自転車で人・まち・文化をつなぎ、「すみだの夢」を実現していきます。

■ 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法第 11 条に基づき、国や都の計画を踏まえつつ、本区の現状に応じた自転車活用を推進するための施策を定めるものです。

図 計画の位置付け



■ 計画期間と対象区域

計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とし、5 年目に当たる令和 9（2027）年度に中間見直しを予定します。

また、計画対象区域は、墨田区全域とします。

■ 自転車環境の課題

自転車利用に係る本区の現状及び特性を踏まえ、自転車利用上の課題を以下のとおり整理しました。

① 安全・安心の意識向上

ルール・マナーの
遵守

新モビリティ対策

賠償保険の
加入促進

② 駐輪環境の改善

放置自転車
対策

利用バランスの
適正化

連続立体交差
事業との連携

民間自転車駐車
場の整備推進

③ 自転車利用の促進

自転車利用の
促進

健康増進

観光振興

④ 自転車通行空間の確保

自転車通行空間の
明示

自転車ネットワーク
計画の推進

■ 計画の基本理念及び基本方針

区の上位計画に当たる「墨田区基本計画」、「墨田区都市計画マスタープラン」及び関連計画である「第二次すみだ環境の共創プラン」におけるまちづくりの目標を踏まえ、基本理念及び基本方針を以下のとおり設定します。

■ 基本理念

安全・安心・スマートに
自転車で人・まち・文化をつなぎ 「すみだの夢」を実現

■ 基本方針

1. 安全意識の醸成

交通ルールの遵守とマナー向上への意識づくり

2. 駐輪環境の整備

自転車を止めやすく利用しやすい駐輪環境を整える

3. 利用環境の整備

誰もが手軽に様々な場面で自転車を利用できる環境を整える

4. 通行環境の整備

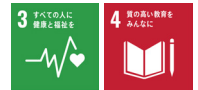
安全・安心・スマートに自転車が通行できる空間を整える



■ 推進すべき施策

4つの基本方針に基づき、推進すべき施策を以下のとおり定めます。

基本方針1. 安全意識の醸成



目標① 交通安全教育の充実

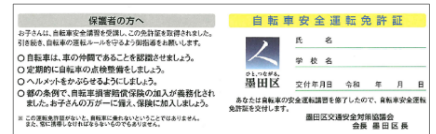
- [継続] 小学校における自転車安全教育の実施
- [継続] 小学校における通学路合同点検の実施
- [継続] 中学校・高等学校における自転車安全教育の実施
- [拡大] 大人や高齢者向けの交通安全教育の充実



小学校での交通安全教室の様子

目標② 交通ルール・マナーの意識向上

- [継続] 交通指導、取締りの実施
- [拡大] 新モビリティを含む交通ルール等に関する周知・啓発、仕組みづくり
- [拡大] 自転車損害賠償保険等加入義務化の周知と加入促進
- [新規] インターネット販売や譲渡による自転車取得時の防犯登録の推進
- [新規] 自転車の積載制限等に関する啓発
- [新規] 自転車安全利用指導啓発隊 (BEEMS) の活用による自転車安全利用の推進



自転車安全運転免許証 (墨田区)



自転車対策重点路線における街頭指導の様子

基本方針2. 駐輪環境の整備

目標③ 駐輪環境の充実

- [継続] 自転車駐車場の付置義務の指導
- [継続] 駐輪場シェアサービスの周知・啓発
- [拡大] 利用格差を軽減するための誘導策の検討
- [拡大] 自転車駐車場の利用状況に応じた整備の推進
- [拡大] 鉄道事業者や民間事業者による自転車駐車場整備の推進
- [新規] 鉄道立体化による新たな高架下空間における自転車駐車場の検討



大型子乗せ自転車に対応した平置き駐輪スペース

目標④ 放置自転車削減の推進

- [継続] 長期保管自転車の有効活用 (リサイクル、海外供与、売却等)
- [継続] 繁華街での巡回監視と撤去作業の効率化
- [継続] 放置自転車の抑制に向けた啓発等
- [拡大] 放置自転車対策へのIoTやDXの導入



駅前放置自転車追放キャンペーン

基本方針3. 利用環境の整備



目標⑤ シェアサイクルの利用推進

- [継続] 事業者によるシェアサイクルサービス拡大への支援
- [継続] 区有地ポートの拡大と社会実験後の利用
- [新規] サイクリングマップの作成による情報発信

目標⑥ 自転車利用啓発の推進

- [新規] 安全性の高い製品購入につながる周知・啓発
- [新規] 自転車安全利用モデル企業制度の推進

目標⑦ 災害時の対応

- [新規] 災害時や緊急時における自転車の活用検討

目標⑧ 健康増進を目的とした利用促進

- [新規] 自転車通勤と業務利用の推奨

目標⑨ IoTやDX化の推進

- [継続] 区営自転車駐車場利用登録業務のDX化と電子マネーの導入
- [拡大] 放置自転車対策へのIoTやDXの導入 ※再掲(目標④)



東京スカイツリー®前に設置されたシェアサイクルポート



両国駅付近に設置されたシェアサイクルポート



TSマーク(点検整備済証)の認定証
(公財)日本交通管理技術協会

基本方針4. 通行環境の整備



目標⑩ 円滑で快適な自転車通行空間の創出

- [継続] 自転車通行空間の路上駐車対策
- [拡大] 自転車通行空間の計画的な整備推進
- [新規] 新たな交通ルールに対応した通行空間での注意喚起

自転車の正しい通行方法を啓発するサイン→



自転車専用通行帯(曳舟川通り)



自転車歩行者道(浅草通り)



自転車通行空間での路上駐車(区役所通り)

■ 自転車ネットワーク計画

墨田区自転車活用推進計画の基本方針4「通行環境の整備－安全・安心・スマートに自転車が通行できる空間を整える」のうち、目標⑩「円滑で快適な自転車通行空間の創出」を達成するため、自転車ネットワーク路線を選定します。

図 墨田区自転車ネットワーク



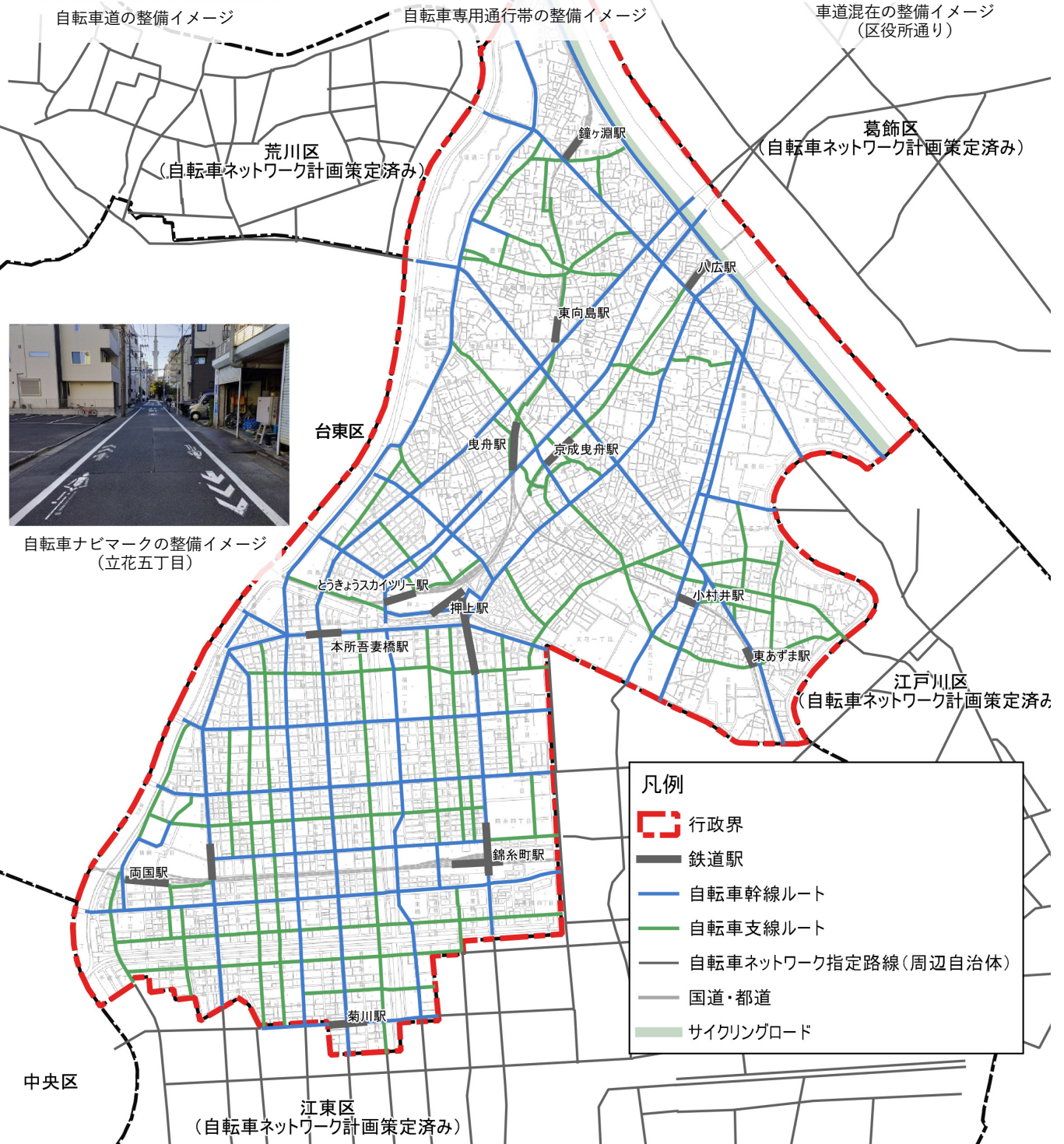
自転車道の整備イメージ



自転車専用通行帯の整備イメージ



車道混在の整備イメージ
(区役所通り)



自転車ナビマークの整備イメージ
(立花五丁目)

凡例	
	行政界
	鉄道駅
	自転車幹線ルート
	自転車支線ルート
	自転車ネットワーク指定路線(周辺自治体)
	国道・都道
	サイクリングロード

■ 計画指標と目標

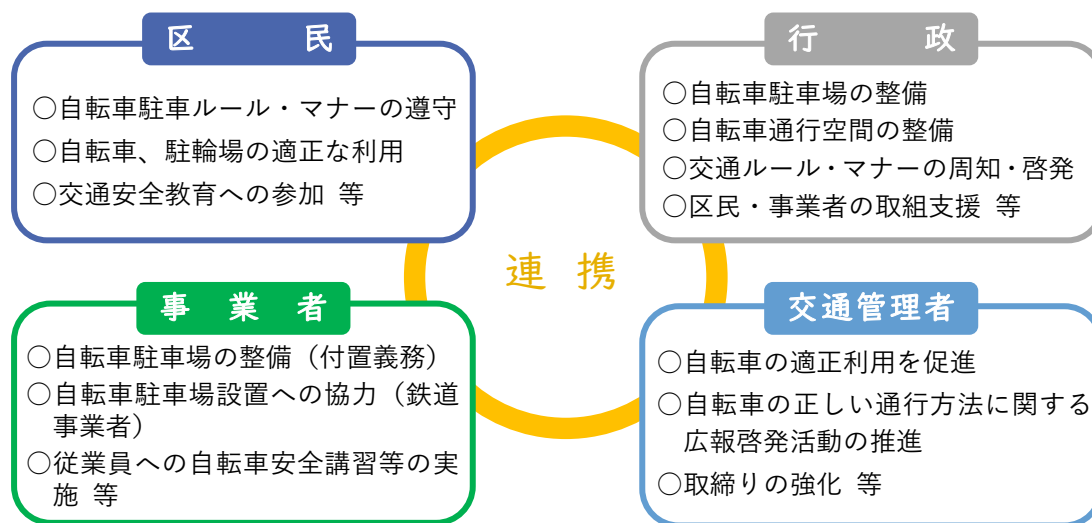
基本方針や実施施策に応じて計画の達成状況を把握し評価するため、計画指標を設定します。

基本方針	指標	現況値 令和4年 (2022年)	目標値 令和14年 (2032年)	備考 (目標値設定の根拠等)
1. 安全意識の醸成	自転車安全教育や交通安全教育の実施回数	4回/年	8回/年	スクエアード・ストレイト方式、大人や高齢者向けを対象
	自転車関与事故件数の割合	50.9% (令和3(2021)年)	40%	東京都平均値の43.6%以下
2. 駐輪環境の整備	第1・2種特定自転車駐車場の平均登録率	72.0%	80.0%	現状から約10%増
	自転車等放置台数	475台 (令和3(2021)年)	240台以下	現状の半数程度
3. 利用環境の整備	シェアサイクルのポート数	70か所	105か所	約7.5ポート/km ² 程度
	シェアサイクル事業者との災害協定	0件	2件	社会実験の協力事業者と協定締結
	サイクリングマップと推奨ルートの作成	0ルート	3ルート	自転車通行推奨ルートの設定
4. 通行環境の整備	自転車ネットワークの対象区道における自転車通行空間の整備延長	約17.2km	約31.9km	優先度「1」の整備完了

■ 計画推進に向けて

計画を推進していくためには、各主体がそれぞれの役割分担を認識し、施策実施の課題を共有するとともに、その解決に向けて協働・連携していくことが必要です。


図 各主体の連携イメージ



なお、評価指標については、適時把握するとともに、中間年度の令和9（2027）年度及び最終年度の令和14（2032）年度に評価し、必要に応じて計画の見直しと改定をします。



シェアサイクルとは？

- シェアサイクルとは、好きな時に、好きな場所で、好きな時間だけ利用できるシェア（共有）型の自転車で、その多くは電動アシスト付きの車両です。
- シェアサイクルの貸出し・返却は、区内の企業やマンション等の敷地、公共用地、コンビニ等に設置している専用のステーション（ポート）で行い、区内外を問わず借りた場所だけではなく別のステーションにも返却することができます。  シェアサイクルのステーション
- 利用登録と貸出し・返却はスマートフォンで簡単に行えます。本区での一般利用の場合、利用登録は無料であり、使った時間に応じて利用料を支払います。
- 本区では、シェアサイクリングサービス「HELLO CYCLING」を運営する OpenStreet 株式会社や、「バイクシェアサービス（東京広域）」を運営する株式会社ドコモ・バイクシェアと令和6（2024）年3月末まで「墨田区シェアサイクル社会実験事業に関する協定」を締結しています。その他にも、区内には「charichari」や「LUUP」などのシェアリングサービスのポートが設置されています（令和4年10月現在）。



自転車安全利用五則について

国の中央交通安全対策会議では、自転車を利用する際の特に重要なルールを「自転車安全利用五則」として掲げています。

- ① 車道が原則※、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※ 12歳以下の子どもや70歳以上の高齢者等の自転車利用者、標識がある場合や車道通行が危険な場合等は、その限りではありません。

安全・快適な自転車利用のため、以上の5つを日頃から心がけましょう。

墨田区自転車活用推進計画 概要版
令和5（2023）年度～令和14（2032）年度

令和5（2023）年3月

発行 墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 (03) 5608-1111（代表）

編集 都市整備部土木管理課



ひと、つながる。
墨田区